

第1章

ドーハ開発アジェンダの動向

1. ドーハ開発アジェンダにおける交渉枠組みの検討

1. 2004年7月一般理事会までの動向

2001年11月にカタル・ドーハでの第4回WTO閣僚会議において新ラウンド（ドーハ開発アジェンダ）の立ち上げが宣言された。ドーハ開発アジェンダは、WTOの前身であるGATT（ガット）時代から数えると通算9回目のラウンドであり、農業、非農産品市場アクセス（NAMA）、サービス、アンチ・ダンピングその他、1996年の第2回シンガポールWTO閣僚会議から議論が開始されたシンガポール・イシュー（貿易円滑化、投資、競争、政府調達透明性の4つの新しい交渉分野の総称。その後、2004年7月の枠組み合意において、貿易円滑化のみが交渉対象とされた。）、環境や途上国問題といった新たな時代の要請に対応した幅広い分野を取り扱う包括的な内容となっている。

加盟国は2002年初頭より交渉を開始し、2003年9月のカンクン閣僚会議において、ラウンド合意に向けた土台となる主要事項につき合意することを目指したが、多くの分野について加盟国間、とりわけ先進国と途上国との間の対立を解消することができず、決裂した。その後、ドーハ開発アジェンダを軌道に戻す取組みが模索され、10月に開催されたAPEC閣僚会合及び

非公式首脳会合では、ラウンドの成功裡の終結に向けて努力することを閣僚及び首脳レベルで確認し、個々の論点について立場の違いはあるが、カンクンで採択されなかった閣僚宣言案を基礎として議論を積み上げるべきことで一致した。

2004年初頭より、ゼーリック米通商代表による各国貿易大臣宛の書簡発出及びその後の世界各国訪問、またラミー欧州委員による各国貿易大臣宛の書簡発出などを通じ、2004年をラウンドにとって「失われた年」としてはならず、ドーハ開発アジェンダを軌道に戻すべく年央までに交渉の枠組みについて合意を目指すべきとの雰囲気醸成されていた。2月に開催された一般理事会では、日本の大島大使が一般理事会議長に選ばれたほか各交渉会合等の議長が新たに選出され、農業、NAMA、サービス、ルール（アンチ・ダンピング等）などの交渉グループの会合が順次再開された。また、5月に開催されたOECD閣僚理事会・WTO非公式閣僚会議や6月に開催されたAPEC貿易大臣会合、さらに7月に開催されたG8サミットにおいても、7月末までに交渉の主要分野における枠組みの合意に向けた政治的意志が改めて確認された。

2. 2004 年 7 月一般理事会

7 月 31 日にスイス・ジュネーブの WTO 事務局で開催された一般理事会において、一部の閣僚の参加を得て、ドーハ開発アジェンダの交渉の枠組みが合意された。非農産品の市場アクセスについての交渉の枠組みが合意されたほか、貿易円滑化の交渉を開始することが決定した。また、サービス、ルール、開発等の分野の今後の交渉の方向性が示され、今後の包括的ラウンドの重要な基礎が作られた。本合意により、カンクン閣僚会議以来、脱線状態にあったラウンドが再び軌道に乗ることとなった。

3. 2004 年 7 月一般理事会後、香港閣僚会議までの動向

7 月の一般理事会の結果を受けて、2004 年末から 2005 年初頭にかけては、各交渉会合（NAMA、農業、ルール、サービス、貿易円滑化等）で技術的作業が進展した。2005 年 1 月には、スイス・ダボスで開催された世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）の際に、スイス主催で 26 ヶ国・地域の閣僚が出席した WTO 非公式閣僚会議が開催された。本会議では、2006 年中に交渉を終結させるべきであり、NAMA、農業、サービス、開発、貿易円滑化を含むルールの主要 5 分野について、2005 年 12 月の香港閣僚会議に向けて、夏休み前までに「モダリティ（詳細な取り決め）たたき台」を発出すべきとの認識が出席閣僚間で共有された。

ダボスでの議論は、2 月にスイス・ジュネーブにて行われた高級事務レベル会合や貿易交渉委員会（TNC）などを通じて、ほぼ全加盟国の共通認識となった。また、3 月にケニア・モンバサで行われた WTO ミニ閣僚会議（ケニア主催）では、夏前の「モダリティたたき台」の作成及び香港閣僚会議に向けての段取りが一定程度明らかになった。

4 月には、ドーハ・アジェンダの進展、特に NAMA 分野の進展に貢献する観点から、中川経済産業大臣（当時）が、東アジアの主要国・地域の閣僚等を招き、千葉県幕張で NAMA 非公式閣僚会合を主催した。関税削減方式（フォーミュラ）に関し、新たな開発と成長の機会につながる現実の市場アクセス改善を実現するため、途上国への配慮を考慮しながら、野心の水準を高くすることが必要であり、各国とも交渉に積極的に貢献する必要があること等につき認識が共有された。

5 月から 7 月にかけて OECD 閣僚理事会・WTO 非公式閣僚会合（5 月）、APEC 貿易大臣会合（6 月）、中国主催非公式閣僚会合（大連）（7 月）が開催され、日本を含む 20～30 の主要国の閣僚が集まり、交渉の前進を図るべく交渉が重ねられた。日本は、これらの閣僚会合の機会を使って、東アジア諸国の閣僚等を集め、4 月の NAMA 閣僚会合のフォローアップ会合を開催し、6 月の APEC 貿易大臣会合において野心の高い関税削減方式（スイス・フォーミュラ）支持への合意形成に大きく貢献した。

しかしながら、農業、NAMA など主要分野において WTO 加盟国間の立場に収斂がみられなかったため、7 月末の一般理事会では当初目標としていた「モダリティたたき台」は作成されず、各交渉分野の現状報告が行われるとともに、スパチャイ事務局長から交渉全体の状況報告がなされ、12 月の香港閣僚会議に向けて各国の結束が呼びかけられるに止まった。

その後夏休みを挟んで、9 月 1 日にスパチャイ事務局長からラミー新事務局長（前欧州委員）に交替し、交渉が再開・本格化した。

交渉再開後、主要国閣僚レベルで調整が行われる最初の機会として、10 月初頭にチューリヒで米国主催非公式閣僚会合が開催された。同会合では、焦点の一つとなっていた農業交渉にお

いて、米国がこれまでの立場から一步踏み込んだ国内支持についての新たな提案を提出した。これに呼応する形で EU、G 20、G 10 から提案が一通り出され、膠着状態にあった農業交渉に進展がみられた。11 月中旬には APEC 閣僚会合が開催され、各国閣僚が香港閣僚会議の成功のために最大限努力を払っていくことで認識が一致した。

こうした動きの中、少数国による交渉も活発化した。11 月初頭に、WTO 交渉主要関係国である米国、EU、インド及びブラジルの 4 ヶ国が構成する G 4 グループに日本が初めて加わる形でインド主催少数国閣僚会合がロンドンで開催された（日本からは、二階経済産業大臣及び中川農林水産大臣が出席）。同会合では、農業、NAMA、サービス等の主要交渉分野のそれぞれにつき集中的な議論が行われるとともに分野横断的な観点から全体的な野心の水準についても議論された。これを機に、日本は主要少数国の一員として交渉に深く関与していくことになった（11 月後半以降は、G 4 に加え、日本と豪州が参加した形（=G 6）での少数国閣僚会合が開催されるようになった）。

一方、各分野の交渉会合においては、10 月後半から 11 月後半にかけて、香港閣僚宣言案、交渉の現状報告案等につき具体的な議論を行い、各交渉議長は閣僚宣言案の素材となる交渉の状況報告をラミー事務局長に提出した。11 月 26 日には、各交渉議長から提出された報告を合体

した形の香港閣僚宣言草案がラミー事務局長より発出された。その後、主に、農業、NAMA 及び開発について各国による文言調整が行われ、一部に空欄を残した形で 12 月 2 日の一般理事会で承認され、香港閣僚会議に提出された。

4. 第 6 回閣僚会議（香港閣僚会議）

12 月 13 日から 18 日まで、香港にて、第 6 回閣僚会議が開催され、18 日に閣僚宣言を採択し閉幕した。我が国からは、二階経済産業大臣、中川農林水産大臣、麻生外務大臣他が出席した。

最大の成果は、ドーハ・アジェンダの成功へ向けた確実な土台が築けたこと、特に途上国に対する開発支援策（「開発パッケージ」）に合意し、交渉の進展に大きく弾みをつけたことがあげられる。

具体的な交渉分野については、①非農産品（NAMA）においてスイス・フォーミュラに合意、②サービスにおいて分野別複数国間交渉の導入を含め交渉の具体的な進め方に合意、③ルールにおいて今後の交渉の範囲と目的等を確認、④開発において LDC 産品に対する原則無税無枠化に合意するなど前進が見られた。

なお、開発に関しては、閣僚会議直前に小泉総理大臣自らが、我が国の途上国への開発支援策である「開発イニシアティブ」を発表し、ラウンドへの貢献に対する強い決意を世界に対し発信し、多くの途上国から評価の声が寄せられた。

<参考>：香港閣僚宣言の概要

① 非農産品（NAMA）

- ・複数の係数を持つスイス・フォーミュラを採用することに合意。
- ・途上国配慮と相互主義の軽減の重要性を確認。
- ・非譲許品目の扱いについてノン・リニア・マークアップ方式を採用することに合意。

- ・2006 年 4 月末までにモグリティを確立し、7 月末までに譲許表案を提出することを決意。

② 農業

- ・国内支持については、先進国を 3 階層に分け、高い階層ほど、大きく削減することに合意。
- ・輸出補助金の撤廃期限を 2013 年末と設定。

- ・市場アクセスに関する関税削減については、4 階層を採用することに合意。
- ・2006 年 4 月末までにモダリティを確立し、7 月末までに譲許表案を提出することを決意。

③ 綿花

- ・綿花に関する輸出補助金を 2006 年に撤廃、LDC 無税無枠の供与、国内支持について一般フォーミュラより野心的に削減することなどについて合意。

④ サービス

- ・モード毎の交渉目標等を努力目標として規定。
- ・二国間交渉に加えて、リクエスト・オファー交渉を複数国間でも行うことに合意。

⑤ ルール

- ・アンチ・ダンピング (AD) 交渉における交渉の範

囲や目的、議長による条文案の提示など今後の交渉の段取り等を確認。

⑥ 貿易円滑化

- ・香港閣僚会議後速やかに条文ベースの交渉に移行する必要性を確認。

⑦ 開発

- ・2008 年に又は実施期間の開始までに、全ての LDC 原産の、全ての製品に対する無税無枠の市場アクセスを持続的に供与することに合意。また、上記が困難な加盟国は、LDC 原産のタリフラインの 97 % 以上の製品に対し無税無枠の市場アクセスを供与することに合意。
- ・「貿易のための援助」について、サプライサイド能力や貿易関連インフラの重要性に言及。

5. 今後の見通し

香港閣僚宣言では、2006 年 4 月末が NAMA 及び農業のモダリティ確立期限、7 月末が譲許表案提出の期限とされており、今後加速的に交渉に取り組んでいく必要がある。

2006 年 1 月末のダボス会議の際に開催されたスイス主催非公式閣僚会合では、年内妥結に向けての強い決意が表明された。また、4 月末の NAMA、農業、サービス、ルール等について期限どおりに成果を出すべく、全分野にわたっ

て積極的に取り組むことで意見が一致した。また、同会合に先駆けて、G 6 閣僚会合も開催され、交渉に強い影響を持つ G 6 メンバーが密接に連携して交渉を進めていくことで意見が一致した。

今後、4 月末のモダリティ確立、7 月末の譲許表案提出に向けて、交渉会合、高級事務レベル会合、閣僚会合といったあらゆる交渉の場を活用して、2006 年末の成功裏の交渉終結に向けて交渉を前進させていくことが必要である。

2. 各交渉分野における議論の進捗状況

1. 非農産品市場アクセス

1. 議論の背景

農産品以外の全ての品目（鉱工業品及び林水産物）を含む非農産品の貿易は、世界貿易の約 9 割を占めており、市場アクセスの改善は、世

界経済活性化の鍵である。累次ラウンドを通じて、先進国の関税は全体として低水準となっているが、なお一部の品目において高関税が残存し、また途上国の中には全体として高関税の国も少なくない（本文参照）。

こうした状況を踏まえ、2001 年 11 月のドー

ハ宣言では、一般に新しい貿易の創造による開発のための市場アクセスの改善の役割が強調され、特に非農産品市場アクセスの分野では、関税・非関税障壁の削減または撤廃について交渉を行うことについて合意した。

その後、2003年のカンクンにおける第5回閣僚会議は決裂に終わり、非農産品市場アクセス交渉も暫く停滞したが、2004年7月の一般理事会で採択された「枠組み合意」において、カンクン閣僚会議の際に議論された閣僚宣言案（「デルベス・テキスト」）を基本とした枠組みにより交渉を行うことに合意し、交渉は再び動き始めた。

2. 現在の概況

2005年1月末にスイスのダボスで開催された非公式閣僚会合において、同年12月の香港閣僚会議におけるモダリティ合意と同夏までの「モダリティたたき台」の作成という交渉の進め方が話し合われ、また、関税引下げ方式（フォーミュラ）に関する新たな提案が示されたことを契機に、フォーミュラの具体的なあり方についての議論が本格化した。同年4月に我が国が幕張で開催したNAMA東アジア閣僚会合、6月に韓国で開催されたAPEC貿易担当大臣会合、7月上旬に大連で開催された非公式閣僚会合等を通じて、スイス・フォーミュラ（後述）支持が大勢となっていたが、新興市場の関税引下げに高い関心を有する先進国と、開発事情への特別な配慮を求める途上国の間の立場の違い、また農業交渉の難航等により、12月までのモダリティ合意は実現せず、香港閣僚会議で新たに設定された2006年4月末までのモダリティ合意というスケジュールの下で交渉が継続している。

（1）関税引下げ方式（フォーミュラ）

フォーミュラとは、個別品目ごとに適用され

る関税引下げ方式であり、ラウンド全体の成果の水準に直結することから、交渉の最大論点となっている。枠組み合意において、高い関税率ほど引下げ幅の大きい方式（非直線形）を採用することに合意していたが、具体的には大きく分けて、各国共通の方式（係数）を志向する「スイス・フォーミュラ」と、各国ごとに現行平均譲許税率を基準として方式（係数）を定める「ABIフォーミュラ」の二つが対立してきた。後者は、現行譲許税率の高い一部途上国（ブラジル、インド等）が強く主張してきたが、後者では現行の各国間の関税水準格差が改善されないことから、香港閣僚会議に向けて支持は広がらず、香港閣僚会議の後には、事実上前者を前提として、その関税引下げ効果の大きさや、途上国のための特別な取扱いの程度を中心に議論が展開している。

（2）途上国向けの柔軟性

枠組み合意において、途上国については一定の限度内で、フォーミュラ適用による関税引下げの軽減または免除が認められている。途上国はこの関税引下げにおける柔軟性の確保・拡大を主張する一方、先進国は、この柔軟性が適用されると、高関税品目が温存されるおそれがあるとしてこれを無制限に認めるべきではなく、フォーミュラの関税削減効果と一体的に議論すべきと主張し、先進国と途上国の主たる対立点となっている。

（3）非譲許品目の扱い

非譲許品目は、関税引下げの困難な品目であることが多いことから、各国の間で議論が対立してきたが、昨年6月のAPEC閣僚宣言を受け、原則として全ての品目の譲許、フォーミュラ適用による関税引下げ、低関税率の品目への配慮という三つの原則について、一部の国を除き、広範な共通理解が得られた。同年12月の香港閣僚会議では、非譲許の低関税品目に配慮す

るための方式として、実行税率に一定のかさ上げをした上でフォーミュラを適用する「非線形かさ上げ方式」の採用について合意した。これを受けて、具体的なかさ上げの幅について、フォーミュラや途上国の柔軟性と一体的に交渉が行われている。

(4) その他

電気電子、化学等、産業分野を特定してフォーミュラ適用による関税引下げをさらに進めて関税撤廃・調和を行おうとする分野別アプローチや、関税以外の市場アクセスの阻害要因である非関税障壁についても、関心国主導で議論が進められている。

Ⅱ．農業

1. 議論の背景

現在行われている WTO 農業交渉は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、「助成及び保護を実質的かつ漸進的に削減する」という長期目標に向けた改革を継続するため、2000 年 3 月に開始された。しかしながら、交渉のモダリティの確立期限とされた 2003 年 3 月までには合意が得られず、また、同年 9 月にメキシコ・カンクンで開催された閣僚会議もシンガポール・イシューを中心に先進国、途上国間の立場の違いが埋まらず、農業交渉を含め何ら具体的な合意のないまま閉会した。交渉は 2004 年 3 月から農業委員会特別会合が再開され、精力的な交渉が行われた結果、同年 7 月の一般理事会において枠組み合意が成立した。

2. 現在の概況

2004 年 10 月から、追加的な政治的意思決定を必要としない技術的問題を中心とした議論が行われたが、議論は収斂せず、2005 年 7 月末のモダリティ（詳細な取極め）のたたき台の提示、

同年 11 月中旬までに提示することとなっていたモダリティ案の作成は見送られた。同年 12 月 13-18 日に香港で行われた第 6 回閣僚会議では、ラミー事務局長及び一般理事会議長から閣僚会議に送付された閣僚宣言案について少しでも内容の「上積み」を図る努力をすべき、との観点から、活発な議論が行われ、結局、輸出補助金の撤廃期限について、輸出国側が主張する 2010 年ではなく 2013 年とすること、また、輸出競争分野の並行的なモダリティが確立してはじめてこの撤廃期限が確定するとの条件をつけることにつき、合意された。

(1) 香港閣僚会議の成果

最終的に採択された香港閣僚宣言のうち、農業関連部分の概要は以下のとおりである。

① 市場アクセス

- ・関税削減について、適切な境界値について合意が必要であることを認識しつつ、4 階層を採用。
- ・関連する全ての要素を考慮に入れ、重要品目の扱いに合意する必要性を認識。
- ・途上国は、タリフラインの適切な数を SP（特別品目）として指定する柔軟性を有する。
- ・途上国は、輸入数量及び価格のトリガーに基づく SSM（特別セーフガード措置）を用いる権利を有する。

②国内支持

- ・総合 AMS（総合的計量手段）及び貿易歪曲的支持全体の削減について、3 階層に分け、高階層ほど大きく定率削減。いずれの場合も、支持水準が最も高い加盟国（EU）が最上位階層、2、3 番目に高い加盟国（日本、米国）が中位階層、他の加盟国が最下位階層に入る。低い階層に属し相対的な総合 AMS の高い先進国は総合 AMS 削減の追

加的努力を行う。

- ・貿易歪曲的支持全体の削減は、総合 AMS の最終譲許水準、デミニミス、青の政策の削減の合計の方が小さくても行われる必要。
- ・AMS 約束を有していない途上国は、デミニミス及び貿易歪曲的国内支持全体の削減を免除。
- ・緑の政策の基準は、貿易歪曲性が最小以下の途上国の政策が緑の政策に含まれることが確保されるよう、再検討。

③ 輸出競争

- ・2013 年までの、全ての形態の輸出補助金の並行的撤廃及び同等の効果を持つすべての輸出措置に対する規律の確保に合意。実質的な部分が実施期間の前半に実現されるよう、今後モダリティで具体化される形で、漸進的かつ並行的に達成。
- ・輸出信用、輸出国家貿易、食料援助に関する規律は、2006 年 4 月 30 日までにモダリティの一部として完成。
- ・モダリティの完成があつて、はじめて、すべての形態の輸出補助金の撤廃期日が、漸進性及びパラレリズムの内容とともに確定。

④ 交渉スケジュール

- ・モダリティを遅くとも 2006 年 4 月 30 日までに確立し、これらのモダリティに基づき、包括的な譲許表案を遅くとも 2006 年 7 月 31 日までに提出。

(2) 今後の見通し

2006 年 4 月 30 日のモダリティ確立、7 月末の譲許表案提出といった期限に向けて、各国が努力していく必要がある。

III. サービス交渉

1. 議論の背景

サービスの自由化交渉（特定約束交渉）は、農業と同様に、ウルグアイ・ラウンド最終合意において次のラウンド開始を待たずに交渉を開始することが決められたアジェンダ（いわゆる「ビルト・イン・アジェンダ」）として、2000 年初めから開始された（サービス貿易協定（GATS）（以下「サービス協定」）19 条）。

その後、2001 年 11 月のドーハ閣僚宣言において、サービス交渉の交渉期限が他の交渉項目と同様 2005 年 1 月 1 日と設定されたことにより、サービス交渉も他の交渉項目とともに包括ラウンドの中でシングル・アンダーテキング（一括受託）の対象として扱われることとなった。また、同閣僚宣言において、2002 年 6 月末までに最初の貿易障壁撤廃要求（初期リクエスト）を、2003 年 3 月末までに撤廃要求への最初の回答（初期オファー）を各国が提出することとされた。

我が国は、全加盟国に対して初期リクエストを提出し、またウルグアイ・ラウンド以降に自主的に自由化した分野を初期オファーに含めた。その他、包括的な交渉提案や、海運交渉の促進を提唱する共同提案、人の移動、最恵国待遇（MFN）免除、エネルギー及び教育それぞれに関する交渉提案を追加的に提出、更に、サービス貿易に係る分野横断的なルールについては、国内規制規律（サービス協定 6 条 4 項）に関する日本提案を提出する等、積極的に交渉に臨んできた。しかしながら、2003 年 3 月末に初期オファーの提出期限が到来したにも拘らず、提出国は先進国を中心とした一部の国に止まったこと、更に同年 9 月にカンクンで行われた第 5 回閣僚会議の交渉が事実上決裂し、当初 2005 年 1 月 1 日までとされた交渉期限は事実上延期

になったことにより、サービス交渉は停滞気味になってしまった。

その後、2004年7月末の「枠組み合意」において、2005年5月までに初期オファーを改善した「改訂オファー」を提出することが合意され、それに向けて各サービス貿易分野において交渉の進展の重要性を強調するステートメントが出されるなど、交渉再活性化に向けた動きが見られた。しかし、提出期限を過ぎても、またしても一部の先進国しか改訂オファーを提出しないという状況となった。

こうした状況を生む要因の一つとして、サービス交渉自体に対する姿勢に先進国と途上国との間で一般的に大きな違いが存在することが挙げられている。すなわち、金融や電気通信などの主要サービス分野で、一般に競争力のあるサービス産業を有する先進国は本交渉に積極的であるのに対し、サービス産業が未発達な途上国側には、先進国主導でサービス貿易の自由化交渉が進められることに強い懸念があると考えられている。その違いはサービス貿易の4形態についての先進国と途上国の関心の違いにも現れており、先進国が最も関心を有しているのは、相手国に商業拠点を設置しての貿易（＝モード3）である一方で、途上国にとっては人の移動（＝モード4）が最大の関心事項となっている。

2. 現在の概況

改訂オファーの提出数がなかなか伸びないことから、これまでのリクエスト・オファー方式では十分な自由化が達成できないとの認識が加盟国間で共有され始めた。

そこで、2005年7月の大連非公式閣僚会議以降、同方式を補完するアプローチの必要性が認識され、その具体的な方法として、量的目標設定、質的目標設定、及び、分野・モード別複数国間（プルリ）交渉の導入が議論されるように

なった。

同年10月には、サービス交渉の遅れに対する危機感から、閣僚レベルで初のサービス・コアグループ会合を開催し、補完的アプローチについて4つの原則（①リクエスト・オファー方式を代替せず補足するものであること、②途上国への柔軟性を保持すること、③LDCにはその目標を課さないこと、④既存の約束の改善に焦点をあてること、新規加盟国が加盟時に広範な約束をしている場合はそれを考慮すること）について合意するに至った。

同年12月の香港閣僚宣言では、①質的目標として各モードについての努力目標の設定、②交渉形式として分野・モード別のプルリ交渉の導入、③交渉日程として2006年2月末までに（又はそれ以降可能な限り早急に）関心国の共同リクエスト、7月末までに各国の第2次改訂オファー、10月末までに各国の最終オファーを提出すること、が決まった。

香港閣僚宣言をサービス交渉を進めるための土台として、本年末までに確実な成果を出すべく交渉を加速化することが重要である。閣僚会議で合意されたプルリ交渉は交渉を成功させるための鍵であり、各国の積極的な取組が期待されている。コンピュータ関連、金融、電気通信、海運、建設、流通等、主要分野における共同リクエストは3月初旬までに揃う見込みであり、我が国はこれらの分野において、中国、ASEAN等に対して外資制限の緩和やその他の約束を求めている方針である。

Ⅳ. ルール分野

< i) アンチ・ダンピング >

1. 議論の背景

現行の1994年ガット第6条の実施に関する協定（アンチ・ダンピング（AD）協定）は1994

年に終結したウルグアイ・ラウンド交渉において改正された。しかし、AD 発動件数、発動国とも増大する中で、現行ルールの解釈や適用方法等に大きな差異が生じており、これがもて安易な措置の濫用が見られるようになってきている。AD 措置の濫用は、ラウンド交渉による市場アクセスの改善の効果を無にするものであり、とりわけ、途上国からの輸入品を AD 措置の対象とすることにより、途上国の経済発展を阻害していることも大きな問題である。最近では、途上国同士で AD 措置を発動し合うという傾向も見られる。

このような問題意識から、我が国は、自由貿易体制を維持し世界経済の発展を促進するためには、AD 措置の濫用防止に向けた AD 規律の強化を行うことが必要であると考え、我が国と同様の考えを持つ多くの国々とともに、新ラウンドにおける AD 協定改正のための交渉の実現を求めてきた。しかし、国内に鉄鋼産業などがあり、AD 措置の発動が政治的に重要な事項となっている米国は、規律強化に強く反対し、その結果、議論は 2001 年 11 月のドーハ閣僚会議にまでもつれ込むこととなった。米国対 AD 交渉賛成国の構図が鮮明な中、ルール分野のファシリテーターである南アフリカ・アーウィン議長を交えた協議及び当事国間同士の協議を重ねた結果、AD 交渉に強硬に反対する米国の立場に配慮するべく若干の調整を行ったうえで、最終的には、ドーハ閣僚会議の閣僚宣言に明示的に AD 交渉を行うことを盛り込むという形となった。

ドーハ閣僚会議以降、貿易交渉委員会(TNC)の下に設けられたルール交渉グループ会合(AD、補助金・相殺関税措置、地域貿易協定の交渉を所掌)では、2002 年 3 月の初回会合以来これまでに 26 回(2006 年 2 月末現在)の交渉会合が開催されている。我が国を含む後述の「AD

フレンズ」は、AD 協定の改正・明確化を行うべき論点を提示すると共に、改正内容を明示した詳細提案を順次提出するなど交渉をリードしている。2005 年 4 月からは、全体会合に加え、交渉を加速する一手段として、ヴァイエス議長(ウルグアイ大使)のイニシアティブにより、10 数カ国程度の少数国会合が開催されている。2005 年 9 月会合からは個別項目ごとに「議長の友(Friend of Chair)」が指名され、条文上の提案についての詳細な議論が行われている。

2. 最近の概況

(1) 香港閣僚会議と今後の展望

香港閣僚宣言では、附属書 D において①交渉の進展状況の報告、②今後の交渉の範囲と目的、③今後の段取りについて言及があり、各国の様々な利害をバランスさせている。具体的には、今後の交渉の範囲及び目的については、正当化されない措置を発動することの回避、適正手続や措置の透明性・予見可能性の強化、手続の煩雑さの緩和やコスト軽減に配慮すること等を明記している。また、今後の段取りについては、ルール議長に対し、ラウンドの終結時期(2006 年末)との関連において、期限内の成果を確保するために十分に早いタイミングで、交渉の最終局面のベースとなる包括的な条文案(統合テキスト)を準備する権限を与えている。上述の通り、現在は個別項目についての条文ベースの議論が行われているが、細部にわたる議論が必要であるため 2006 年末から逆算して十分な時間的余裕があるようなタイミングで議長による統合テキストが提示される必要がある。

(2) 主要国の立場

① AD フレンズ(日本、ブラジル、チリ、韓国、ノルウェー、スイス、コロンビア、コスタリカ、香港、イスラエル、メキシコ、

シンガポール、タイ、トルコ、台湾の計 15
ヶ国・地域)

AD 措置の濫用防止のために AD の規律強化・明確化を目的とする国々。専ら自国の輸出産業が AD 措置のターゲットとなっている輸出国側の立場が強い国（香港、ノルウェー等）から、自らも AD 措置発動を増加させつつある穏健な AD 発動国（ブラジル等）までを幅広く含む。

2005 年 2 月には、AD 規律強化に向けたラウンド交渉で焦点を当てるべき 6 つの広範な目標として、以下を提示している。

(a) AD 措置の行き過ぎた影響の軽減

AD 措置の目的は、ダンピング輸入によって国内産業が受ける損害の影響を排除すること。それ以上の効果を持たせることは、輸入国の他産業や消費者にとってもマイナスである。

(b) AD 措置が「恒久化」することの防止

AD 措置は課された後も、レビューと呼ばれる手続きによる見直しが可能。輸出者も自主的に輸出価格を上げる等の努力をすることが多いが、一部の国のレビュー手続きの運用の問題のために、必要な見直しが行われなかったり、原則として 5 年で打ち切られるはずの措置が何十年も継続する場合さえある。

(c) 適正手続きの強化及び透明性の確保

AD の調査は複雑なので、公正な決定がなされるためには、全ての利害関係者に対して適正な手続きが保障され、透明性が確保されることが必要である。

(d) 調査当局及び対象企業のコスト削減

AD 調査は調査当局と調査対象企業の双方にとってコストがかかるもの。これは途上国や、中小企業にとっては特に深刻な問題。質問状等の手続きの簡素化及び標準化による、コスト削減を図ることが重要である。

(e) 不当な調査の早い段階での防止

AD 調査の開始自体に貿易阻害効果があり、不必要な調査自体が対象企業にとっては多大な負担となる（仮に事後的にシロになっても）。調査当局にとっても、不必要な調査によるコストを無視できない。

(f) ダンピング及び損害に係る実質的な規律
の強化及び明確化

現行 AD 協定には、多くの不明確なルールが存在している。規律の明確化を図ることは関係者の予測可能性の向上と負担の軽減につながる。

我が国は、AD フレンドの中心メンバーとして AD 交渉に積極的に参加している。

昨年 12 月には香港閣僚会議に合わせ、二階大臣主催で AD フレンド閣僚級会合が開催され、ルール分野の閣僚宣言案の評価と取扱、2006 年の AD 交渉の進め方等について意見交換をし、引き続き各国で連携していくことを確認した。

② 米国

WTO における AD 関連の紛争処理案件（直近では紛争全体の約 4 割）のうち、半数近くが米国の AD を問題視したもの（バード修正条項、サンセット、ゼロイング等）。米国政府は、議会や産業界に AD の発動を求める強い意見があることを踏まえ、発動当局の裁量を最大限維持することを重視しており、AD の規律強化には消極的な立場。ただし、迂回防止措置等の一部の論点や、途上国の新規 AD ユーザーの濫用を防止するための手続の透明性の向上には前向きである。

③ EU

AD ルールの規律強化に基本的には賛成の立場であるが、対途上国を中心に AD 措置を積極

的に活用していることから、米国と日本等 AD フレンドの中間的な立場に位置している。

交渉の中身において、我が国とは論点に応じて是々非々で連携しており、2003 年 7 月には、日・EU で「AD 手続における調査コスト削減に関する提案」を共同提出した実績もある。

④ インド

インドは AD 措置の濫用防止を目指した提案を行っており、その内容は、AD フレンドの主張と重なる部分もある。その一方で、WTO 加盟国第 1 位の発動大国であり、措置の透明性が欠けるとして各国から批判もある。途上国への配慮 (S&D) についても主張している。

⑤ 中国

中国は、米国等の AD 措置の標的となっており、世界最大の AD 被発動国であるため、AD 規律の強化には前向きだが、その一方で、自らも AD 措置の発動を増加させている。

< ii) 補助金・相殺関税 >

1. 議論の背景

2001 年 11 月のドーハ閣僚宣言により補助金及び相殺措置に関する協定（補助金協定）の規律の明確化・改善のための交渉を行うこととなった。また、その一環として漁業補助金についても議論することが明記されている（同宣言パラグラフ 28）。ルール交渉グループ（アンチ・ダンピング協定/補助金・相殺措置協定/地域貿易協定の交渉を所掌）では、2006 年 2 月までに 26 回の交渉会合が開催された。

2. 最近の概況

(1) 補助金・相殺措置規律一般

① 香港閣僚会議と今後の展望

2005 年 12 月の香港閣僚宣言では、附属書 D

（ルール交渉）において、ドーハ閣僚宣言による権限の範囲内のすべての分野で、補助金協定の改正という形で実質的な成果を得ることは、ルールに基づく多角的貿易体制の発展とドーハ開発アジェンダ交渉の全体としてのバランスを確保する上で重要であるとの認識が示された。補助金及び相殺措置については、①交渉の進展状況の報告とともに、ルール交渉グループの権限内のすべての分野においてバランスのとれた成果を深める必要があることに留意する、②適当な場合には、関連する範囲において、明確化及び改善の作業がアンチ・ダンピング措置と相殺措置の双方に適用されることが望ましいことに留意することが明記された。③今後の段取りについては、ルール交渉グループに対し、すでに提案された又は今後提案されるテキスト・ベースの詳細な提案に基づき交渉プロセスの強化と加速化を行うこと、また、交渉参加国による補助金協定の個別の提案を分析していくプロセスを可能な限り早く終えることが指示された。加えて、④議長に対し、ラウンドの終結時期(2006 年末)との関連において、期限内の成果を確保するために十分に早いタイミングで、交渉の最終局面のベースとなる包括的な条文案（統合テキスト）を準備する権限が与えられた。

このように、今後、補助金分野の議論を加速させる必要があるとの認識が各国で共有されている。

② これまでの議論の状況と主要国の立場

ルール交渉においては、具体的な協定条文の改正提案が多数提出されているアンチ・ダンピング分野に比して、補助金分野の議論はやや遅れた状況にある。補助金一般については、これまでのパネル・上級委員会の判断を踏まえた関連条文の改正や過去に失効した条文の復活といった提案がなされている。これまでになされた主な提案は以下のとおりである。

米国は、「禁止補助金の拡大」について、2002年3月に、特に巨額の補助金、企業の経営損失を補てんする補助金、債務の直接免除といった1999年末で失効した補助金協定第6条1項対象の補助金（通称ダークアンバーと呼ばれている補助金）を禁止補助金とすること、著しい害を及ぼす補助金に対する救済措置の強化・有効化、政府関係機関等を通じた間接補助金に係る規律の強化、政府出資が利益をもたらす場合の要件の明確化、ロイヤリティベースファイナンスに係る基準の明確化等に関する提案を行った。さらに、2006年2月にも政府が市場に介入するタイプの補助金や現在失効している第6条1項対象の補助金が新たに禁止補助金とする有力候補であるとの提案を行っている。

EUは、2002年10月に、政府管理下の団体により交付される補助金と被交付者との関係の曖昧な補助金等の偽装された補助金（disguised subsidies）に対する規律の明確化、国内産品優先使用補助金の規律強化や通報制度強化等を提案している。

カナダは、2004年9月に「著しい害」について第6条1項の復活等を提案している。また、「補助金利益の移転」についても、2004年6月から2度に渡り提案している（2005年11月にブラジルも提案）。

豪州は、「事実上の輸出補助金」について2004年10月から3度に渡り提案しており、2005年11月にはブラジルも提案を行った。

他に、「グリーン補助金（相殺措置の対象とならない補助金で1999年末に失効）の復活」（カナダ、EU）、「特定性」（カナダ）、「補助金の廃止」（豪州）、輸出信用（ブラジル）、利益の配分（米国）、相殺関税規律の明確化（カナダ、EU、台湾）等の提案が提出され、議論が行われている。

なお、途上国が開発目的のため特別かつ異なる

待遇（Special and Differential Treatment：S&D）を要求しているのに対して、米国、EU等の先進国は、S&Dは暫定的な措置であり、無制限に認められる訳ではないと反論している。

我が国は、現段階において提案ペーパーは提出していないものの、各国の動向を注視して交渉に参加している。また、補助金相殺措置と規律が類似しているアンチ・ダンピング措置の規律強化と同様に、補助金相殺措置の濫用防止のための規律の強化と明確化には基本的に賛成との立場である。

（2）漁業補助金

我が国を含む多くの国が提案ペーパーを提出し、漁業補助金の規律の明確化・改善に向けて活発な議論が行われている。ニュージーランド、チリ、米国等は、漁業補助金が貿易歪曲性を生むだけでなく水産資源の悪化に拍車をかけているとして、漁業補助金を原則禁止とした上で、例外として認められた補助金のみを許容する方式をとるべきと主張している。これに対し我が国、韓国、台湾及びEU等は、漁業補助金を原則禁止とする方式は、資源管理に貢献する補助金を禁止する恐れがあるだけでなく、「WTO補助金協定の原則に則って」漁業補助金の規律の明確化・改善を求めるドーハ宣言を超えるものであると反対しており、真に資源に悪影響を与える漁業補助金のみを禁止する方式を主張している。また、ブラジルは、一部補助金を許容した上で他を禁止し、S&Dに焦点を当てた提案を提出した。なお、多くの途上国はどのような形にせよ、途上国の漁業発展を妨げるような規律の強化をすべきでないと主張している。

< iii）地域貿易協定 >

1. 議論の背景

RTA（Regional Trade Agreement：地域貿

易協定)は、WTO 協定においては MFN (Most-Favored-Nation Treatment: 最恵国待遇) 原則の例外として認められている。WTO の基本原則である MFN 原則の空洞化を防ぐため、その要件として、モノの貿易についてはガット 24 条において、地域貿易協定締結により、関税及びその他の通商規則が締結以前よりも高度なもの又は制限的なものでないこと(5 項)、並びに関税その他の制限的通商規則を「実質上のすべての貿易 (substantially all the trade)」について廃止すること(8 項)等を求めている。また、サービス貿易についてはサービス協定(GATS) 5 条において、「相当な範囲の分野 (substantial sectoral coverage)」を自由化の対象とすること(1 項 a)等を求めている(第 II 部第 1 章「最恵国待遇」及び第 15 章「地域統合」を参照のこと)。

上記の要件の具体的解釈については、ガット時代から解決していないシステミック・イシューとして、1996 年に設立された CRTA(地域貿易協定委員会)において議論されてきたが、各国の主張の対立から合意は得られなかった。2001 年 11 月の WTO ドーハ閣僚会議において、RTA の規律強化を交渉事項とする旨、宣言案文に入れるよう香港等が働きかけ、これに明確に反対する国もなかったことから、最終的に閣僚宣言で交渉事項として決定された。

ドーハ閣僚宣言では、「RTA に適用される既存の WTO ルールに基づく規律及び手続の明確化及び改善に関する交渉」がうたわれ、具体的には、①実体的規律(ガット 24 条、サービス協定 5 条及び授權条項)の解釈の明確化及び②手続的規律(通報、CRTA における審査手続等)の改善が論点となっている。

2. 現在の概況

本件交渉は、WTO のルール交渉グループに

おいて行われており、2002 年 5 月の第 1 回会合以降、豪州、EU、中国、我が国等が論点ペーパーを提出している。これら各国提案等を通じて、これまでの会合では、実体的問題として、①ガット 24 条 8 項の「実質上のすべての貿易」の判断基準(タリフラインをベースとすべきとの主張、質的要素及び量的要素の双方をベースとした基準を設けるべきとの主張、量的アプローチをとるべきとの主張等種々の提案がなされている)、②ガット 24 条と授權条項との関係等が論点として取り上げられ、手続的問題として、主として、RTA の通報時期・通報先・通報内容に関して議論が行われている。

2005 年 12 月の香港閣僚宣言では、手続的問題について 2006 年 4 月 30 日までに暫定的な決定をすることとし、実体的問題について 2006 年末までに適切な成果を得ることが明記された。

我が国は 2002 年 11 月にシンガポールとの間で、自由貿易協定の要素を含む最初の経済連携協定を締結し、2005 年 4 月には、メキシコとの間の経済連携協定が発効した。また現在フィリピン、タイ等と政府間交渉中であり、更に今後とも、WTO 体制を補完するものとして、積極的に各国と経済連携協定の締結を目指していくこととしている。したがって、我が国としては、我が国及び世界各国が結ぶ RTA の WTO 協定整合性を明確化する観点からも、現在のラウンド交渉で行われている RTA の規律についての議論に対し、今後も積極的に取り組んでいくこととしている。

V. TRIPS (知的所有権の貿易関連の側面)

< i) TRIPS と公衆衛生 >

1. 議論の背景

2001 年の TRIPS 理事会において、途上国

は、国内でのエイズ・マラリア・結核等の深刻な感染症の蔓延を背景として、医薬品特許制度の存在により医薬品の価格が高価になり、自由に製造・販売・輸入ができず、TRIPS 協定の下で医薬品へのアクセスが阻害されていると主張し、医薬品へのアクセスと TRIPS 協定との関係について議論を行うよう求めた。このため、TRIPS 理事会で検討が行われ、米国、スイス、カナダ、我が国等の先進国は、TRIPS 協定は強制実施権（注 1）の設定についての手続に関する条文を有しており、医薬品へのアクセスに対する柔軟性は有しているとしつつ、現在の TRIPS 協定の定める知的財産の保護水準を維持することを前提に TRIPS 協定の条文の明確化などにより医薬品アクセスへの対応を検討することは受け入れ可能との立場を採った。これに対し、インド、ブラジル、アフリカ諸国等の途上国は、公衆の健康を保護するための措置が TRIPS 協定の定める知的財産の保護に優先すること、どのような場合に強制実施権を設定できるかは各国が自由に定めることができること等を明確にすべきとの立場であり、先進国と途上国との間で厳しい対立が続いた。

この問題については、内容の重要性から 2001 年 11 月の第 4 回ドーハ閣僚会議での決着に持ち越され、最終的に「TRIPS 協定と公衆衛生に関する宣言」という独立した宣言がとりまとめられた。この宣言では、エイズ・結核・マラリア等の感染症による公衆衛生の危機的状況が国家緊急事態に相当するものとして、特許権者との事前協議なくして強制実施権を発動できることが明確化された一方、医薬品を製造する能力が不十分な国での強制実施権の問題（注 2）については、その後の TRIPS 理事会での検討に委ねることとされた。

右宣言を受け、2002 年の TRIPS 理事会及び一般理事会では、医薬品を製造する能力が不十分

な国での強制実施権の問題について検討が行われたが、エイズ等の深刻な感染症の蔓延による被害は迅速な解決が求められている重要な課題であり、その解決のためには、医薬品アクセス問題に対する取り組みが重要であるとの認識は各国に共有されたものの、TRIPS 協定の義務免除（ウェーバー）や TRIPS 協定の改正といった解決のための法的メカニズム、対象とすべき疾病と医薬品の範囲、対象となる輸入国・輸出国の資格等の具体的な論点に関し、各国の意見が激しく対立した。

2003 年に持ち越した議論は、対立の解消に難航を極めたものの、最終的には TRIPS 理事会議長が示した具体的解決策としての「決定」の採択にあわせて、制度が目的通りに機能しているかを WTO の審査の対象とし、加盟国が製品の第三国への環流防止に努めること等が加盟国の共通の理解であるとする声明（以下「議長声明」）を一般理事会議長が発出する形で合意され、同年 8 月の WTO 一般理事会で採択された。右合意により、一定の条件を満たす場合には TRIPS 協定第 31 条(f)等の義務が免除されることとなり（ウェーバー）、医薬品の生産能力が不十分な国に対して、強制実施権を用いて製造された医薬品を輸出することができる制度が提供されることとなった。

採択された「決定」には、その趣旨に基づく TRIPS 協定の改正作業を行うことが明記されていたため、TRIPS 協定の改正作業についての議論が継続することとなった。

（注 1）強制実施権とは、特許発明の製造や販売をする権利を、国が、特許権者の許諾なくして特許権を持っていない者にも認めることであり、TRIPS 協定第 31 条に関連規定がある。

（注 2）医薬品の製造能力がある国において強制実施権を用いて製造された医薬品を、医薬品を製造す

る能力が不十分な国へ輸出することと、TRIPS 協定第 31 条(f)(強制実施権に関し、主として国内市場への供給を目的とする旨の規定)との関係など。

2. 現在の概況

2003 年 8 月合意以降、TRIPS 協定の改正につき議論が続けられたが、TRIPS 協定の改正の内容及び手法について各国の意見が収束しなかった。しかし、香港閣僚会議を目前に控えた 2005 年 10 月以降、米・アフリカ諸国の非公式協議等が活発に行われるようになり、各国とも解決に向けて歩み寄りがみられた結果、同年 12 月 2 日に TRIPS 理事会議長より、米・アフリカ協議案を基とする妥協案が各国に提示された。米・アフリカ諸国間で最後まで争点となったのが、協定中への「議長声明」の反映であったが、最終的に米国が妥協を示し、同年 12 月 6 日の WTO 一般理事会において、「決定」の内容を TRIPS 協定第 31 の 2 及び同付属書並びに付属書補遺に反映する協定改正が、2003 年 8 月 30 日の「議長声明」の再読み上げと併せて採択された（協定改正の原文及び参照訳は、日本国特許庁のホームページ (http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/wto_trips_giron.htm) に掲載されている）。

< ii) 地理的表示 >

1. 議論の背景

TRIPS 協定第 22 条では、「消費者の誤認混同」を要件に地理的表示一般を保護しているのに対し、第 23 条では、ぶどう酒（ワイン）と蒸留酒（スピリッツ）について、誤認混同の有無を問わずその地理的表示に強力な法的保護を与えている。第 22 条の保護に追加する保護という意味で「追加的保護」という言葉が使われている。

地理的表示に関する論点のうち、ワイン・ス

ピリッツの地理的表示の多数国間通報登録制度の創設については、TRIPS 協定第 23 条第 4 項で TRIPS 理事会における交渉が義務づけられていたところ、2001 年のドーハ閣僚宣言において、ワイン・スピリッツの地理的表示の登録制度についてラウンドの枠内で交渉が行われることが合意された。また、同宣言では、第 23 条で付与されている強力な法的保護の対象産品をワイン・スピリッツ以外に拡大することについても、検討を進めることとされた。これらの問題については、第 5 回カンクン閣僚会議までの合意を目指して議論がつづけられたが、各国の意見の対立が大きく、結論が出ず、2004 年 7 月の一般理事会枠組み合意においても、議論を継続することが再確認された。

2. 現在の概況

① 多数国間通報登録制度

第 5 回カンクン閣僚会議までに議論は収束せず、2004 年 7 月の一般理事会枠組み合意においても、議論を継続することが再確認され、第 6 回香港閣僚会議までの合意を目指して、引き続き TRIPS 理事会特別会合にて交渉が続けられた。

本件につき、日本、米国、カナダ、豪州等は、過度な負担がかかる制度を創設すべきではなく、WTO に各国の地理的表示を通報・登録するデータベースを作成することで十分であり、WTO に登録されても、その地理的表示を保護するかどうかは、各国で別途判断が可能なスキームにするよう提案している。一方で、EU、スイス、ハンガリー等は、データベースの作成だけでは、十分な地理的表示の保護は図れないとして、通報・登録された地理的表示は、各国でも自動的に地理的表示としての法的保護を受けようにすべき、という提案をしている。

2005 年 9 月には、事務局が配布した「ワイン・

スピリッツの多数国間通報登録制度に関する各国提案梗概表（日米等共同提案・EU 提案・香港提案の比較表）」に基づき、制度に関する個別の論点について議論が行われたが、香港閣僚会議までに合意は得られなかった。今後は、香港閣僚宣言に従い、ドーハ閣僚宣言の期限内（2006 年内）に交渉を完了するべく、議論が継続する見込みである。

② 追加的保護の対象産品拡大

WTO 事務局長及び事務局次長主催の非公式協議にて議論されているが、拡大反対派と議論の交渉化を主張する拡大賛成派の対立が続いている。米国、カナダ、豪州等は、地理的表示は TRIPS 協定第 22 条レベルの保護で十分であるとして、追加的保護の対象産品の拡大に反対している。これに対し、EU、スイス、インド、東欧等は、ワイン・スピリッツ以外の産品への地理的表示の保護は不十分で、拡大は消費者保護を促進するとして拡大に賛成している。

香港閣僚宣言には、本件は実施問題の一つとして、協議を継続することが盛り込まれた。

VI. 環境

1. 議論の背景

1994 年 4 月のマラケシュ閣僚会議においては、貿易政策と環境政策を相互に支持的なものとする等ことを目的として、WTO に貿易と環境に関する委員会（CTE）を設置すること、① WTO 協定と環境目的の貿易措置（多国間環境協定（MEAs）に基づくものを含む）との関係、② WTO 協定と環境関連措置（環境目的の租税及び課徴金、強制規格、任意規格、パッケージング、ラベリング、リサイクリング等の産品に関する環境目的のための要件）との関係、③ WTO 協定と多国間環境協定の紛争処理機能と

の関係等、計 10 項目を具体的検討項目とすること等が決議された。

その後、2001 年 11 月のドーハ閣僚会議においては、EU が、① WTO 協定と MEAs との関係の明確化、② WTO 協定と環境ラベリングとの関係の明確化、③科学的根拠が不十分な場合の危険性評価・管理の 3 論点について交渉化を求めた。しかしながら、大多数の国は貿易と環境の交渉化自体には反対で、前記 10 項目についての検討継続を支持していたため、閣僚宣言では、妥協的解決として、限定された分野での交渉の立ち上げ（パラグラフ 31：（i）WTO 協定と MEAs 上の特定の貿易上の義務（STO：Specific Trade Obligation）との関係、（ii）MEAs 事務局と WTO 委員会との情報交換等、（iii）環境物品及びサービスについての市場アクセス改善等の 3 項目を貿易と環境委員会特別会合（CTESS）で検討）と、第 5 回閣僚会議（カンクン）における交渉可能性を残した検討の継続（パラグラフ 32：（i）環境上の措置が途上国との関係での市場アクセスに関する影響、（ii）TRIPS 協定、（iii）環境ラベリング）が盛り込まれた。

2. 現在の概況

しかし 2003 年 9 月の第 5 回カンクン閣僚会議においては、上記パラグラフ 32 のいずれの項目も交渉化されず、カンクン後、2004 年 4 月の会合から実質的な議論が再開された。

2004 年中の議論は低調であったが、ドーハ・アジェンダの交渉期限も近づく中で、2005 年に入り、一部項目について集中的な議論が開始されている。

パラグラフ 31（i）については、EU、ノルウェー、スイス、我が国が、WTO ルールと MEAs の関係の概念的な整理（トップダウン・アプローチ）を主張、それ以外の各国（米、豪、途上

国等)は、限られた個々のMEAsの条文とWTOルールとの関係の判別(ボトムアップ・アプローチ)を主張している。2003年には6つのMEAs(ワシントン条約、モントリオール議定書、バーゼル条約等)について分析が行われたが、どの条項をSTOと解釈するか各国意見は分かれた。議論はいまだに収斂しておらず、2005年12月の香港閣僚宣言において同項目については「進捗を認識する」との記述に止まった(宣言パラ31)。

パラグラフ31(ii)(WTOとMEAとの情報交換、オブザーバ資格付与基準)については、各国とも各事務局間の情報交換の重要性は認識しているが、途上国はその重要性は認めつつも、情報交換の制度化は必要ないとの考えであり、近年は議論が進展していない。

パラグラフ31(iii)(環境関連物品等の関税及び非関税障壁の削減)については、非農産品市場アクセスグループ(NAMA)とCTEの双方で検討する(実質的な市場アクセスの議論はNAMA、環境物品の定義の議論はCTEとの切り分け)こととされたが、NAMAにおける議論は進んでいない。一方、CTESSにおいては、2005年に入り、同項目が交渉事項中唯一具体的な成果に繋がりうるアイテムとして注目を集め、米ECを始めとする先進国が次々と市場アクセス改善の対象となりうる環境物品のリスト案を提出するなど、議論は一定の進捗を見た。しかし、同年夏以降、インド、ブラジル、南アフリカを中心とする途上国が、マルチな取り決めとしての環境物品リストを作成すること(いわゆる「リスト・アプローチ」)に異を唱え始めており、交渉の行方は不透明さを増している。我が国は他国に先駆けて2003年2月に環境物品リスト案を提出するなど、同項目の交渉に積極的に関与している。

香港閣僚宣言においては、パラグラフ31(iii)

について「速やかに作業を完了させる」方針が確認されており(宣言パラ32)、今後は同項目を中心に議論が進むことが予想されている。

VII. 貿易円滑化(シンガポール・イシュー)

1. 議論の背景

貿易円滑化は、1996年にシンガポールにて開催された第2回閣僚会議においてWTOでの議論が開始された、シンガポール・イシュー(投資、競争、政府調達、透明性、貿易円滑化の4分野を指す)の一つである。2001年のドーハにおける第4回閣僚会議及び2003年のカンクンにおける第5回閣僚会議では、シンガポール・イシューは、一部の途上国の強い反対のため交渉開始は先送りされたが、2004年7月末に行われた一般理事会で採択された枠組合意において、シンガポール・イシューの4分野のうち、貿易円滑化については交渉の開始が決定され、それ以外の3分野については、今次ラウンド中はWTOの中で「交渉に向けた作業」は行わないことが決定された。

貿易円滑化交渉では、ガット第5条(通過の自由)、第8条(輸入及び輸出に関する手数料及び手続)及び第10条(貿易規則の公表及び施行)の関連する側面を明確化して改善することにより、通過貨物を含む物品の移動、国内引取り、貿易手続をさらに簡素化・迅速化することやこの分野における技術支援及びキャパシティ・ビルディングのための支援を強化すること等を目的としている。

2004年7月の一般理事会での枠組み合意を受けて、同年10月に行われた一般理事会において、貿易円滑化交渉グループの議長として、ヌール在ジュネーブマレーシア大使が選出され、さらに、同年11月に開催された、第1回交渉会

合において、今後の交渉の進め方に係る「作業計画」を決定した。

2. 現在の概況

そして、2005年2月より、各国の提案に基づく交渉が開始した。

交渉では、貿易円滑化関連のGATT条文(第5条、第8条、第10条)の明確化・改善、及び開発途上国への配慮(S&D(特別かつ異なる待遇)、技術支援及びキャパシティー・ビルディング等)に関する各国からの提案に基づき議論が行われ、2005年7月の一般理事会では、議長でこれまでの進捗状況及びS&Dや技術協力の重要性について言及した報告が作成された。

我が国は、ガット条文の明確化・改善のため、上記3つの条文に関する提案を提出するとともに、APECとWTO共同で貿易円滑化のメリットについて途上国の啓蒙を目的とした会合を主催するなど積極的に交渉に貢献している。

(1) 香港閣僚会議の成果

2005年香港閣僚会議で採択された閣僚宣言においては、貿易円滑化に関し、これまで各国から提案された各種措置が列挙されたほか、香港後速やかに条文に基づく交渉に移行する必要性、技術支援及びキャパシティー・ビルディングや途上国に対する特別待遇(S&D)の重要性等が盛り込まれて。

(2) 今後の見通し

2006年2月に行われた一般理事会において、新議長としてミラー在ジュネーブ香港常駐代表が選出された。

今後、年内の期限までに交渉が終結するためには、4月頃には各国から条文ベースの提案が提出されることが必要と考えられる。我が国と

しては、今後、関係国と共同で条文案を提案することも含め検討を行っているところである。

VIII. 紛争解決手続

1. 議論の背景

紛争解決に関する了解(DSU)の見直しは、1994年のマラケシュ閣僚会議における決定により、1998年中に見直しを完了することとされていたが、当該見直しについては、1998年12月の一般理事会の決定により1999年7月末まで期限を延長したものの、議論が収斂せず、同期限も徒過する結果となった。しかしその後も見直し作業は関心国の非公式協議という形で事実上続けられ、2000年の一般理事会にDSU改正共同提案が提出されたが、主要国である米国やEUは共同提案国に入っていないことから、議論は進まなかった。さらに、2001年のドーハ閣僚会議の直前、日本、カナダ、ノルウェー等14ヶ国が、シークエンス(手続き上の順序付け)の明確化(「紛争の敗訴国が紛争解決機関(DSB)の勧告を履行しているか否かの判断」と「勧告を履行していないことを理由とした勝訴国の敗訴国に対する制裁措置の発動」の順序を明らかにすること)や時間的枠組みの短縮(協議期間等の短縮)等を盛り込んだ共同提案を提出、ドーハ閣僚会議における同提案の採択を目指したが、結局、ドーハにおいては、閣僚宣言パラグラフ30において、DSUの改善と明確化につき新たな交渉マンデートを与え、交渉妥結の期限を一括受諾の枠外として2003年5月に設定すること等につき決定したに止まった。

第4回ドーハ閣僚会議後の交渉は、2002年4月以降ほぼ毎月のペースで会合が開催され、2003年に入ってから具体的な改正条文ベースでの議論が行われたが、各国から多種多様な野心的提案が相次いだため、期限である2003年

5月までに交渉はまとまらず、交渉期間の1年延長を決定。しかし、結局、2004年5月にも交渉は決着せず、7月の一般理事会で採択された枠組み合意において更なる交渉の継続が確認された。

2. 現在の概況

2004年5月、カナダ、ノルウェーを中心とした7ヵ国が、比較的コンセンサスが得られやすい論点(シークエンス、対抗措置の解除手続等)に絞り込んだ提案を行ったことによって、停滞していた議論が再開。同年7月の一般理事会以降、上記7ヵ国ペーパーを叩き台とした議論が行われる中で、EU、米国及び我が国も提案を行うなど議論が活性化した。

2005年にはラウンドの動きに合わせて、12月の香港閣僚会議までに昨年以降各国から寄せられた改正提案を盛り込んだドラフト・テキストを取りまとめる方向で作業が行われたが、2005年9月に交渉議長が本国に帰国(議長職は継続)するなどして作業が停滞した結果、香港までにドラフト・テキストをとりまとめることはできなかった。香港閣僚宣言においては、本交渉について「交渉の早期妥結に向けて作業を継続する」方針が確認された(宣言パラ34)。

本件に関する主要国のスタンスは、以下のとおりである。

(1) 米国

当事国によるガバナンスの向上を指向。具体的には、2003年7月に、パネル手続や意見書の公開等の透明性強化提案を行ったほか、同年12月にはチリと共同で、上級委員会への中間報告手続(最終報告を送付する前の中間報告を当事国に送付する手続。パネル手続には有り)の導入や、当事国の合意に基づく報告書の一部削除・不採択等、報告書の内容について当事国のコントロールを可能にし、パネル・上級委報告

の拘束力を弱めるような手続を提案。

(2) EU

紛争解決手続の司法化を指向。上記日本等の14ヵ国共同提案の一部と共通する事項に加え、パネルの常設化や差し戻し審の導入(上級委がパネルの事実認定の欠如により法的判断ができなかった場合、当該部分をパネルに差し戻し、事実認定をやり直しさせる制度)等を提案。その他にも、対抗措置を採る前に代償交渉を義務化させる案、カルーセル条項(対抗措置品目の入れ替え)の禁止等を提案した。また2005年に入ってから「対抗措置の解除にかかる手続」及び「シークエンス」について日本と共同提案を行った。

(3) G7(アルゼンチン、ブラジル、インド、カナダ、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー)

2004年5月に上記した共同提案を提出して以来、日米EUに対抗する形で連携を強化。2005年2月には「第三国参加国の権利の拡大」に関する共同提案を提出。

(3) 途上国

2003年にはアフリカグループ、インド等グループ、LDCグループ、中国等からも提案が行われた。その内容は、協議・サブミッション提出期限の時間枠組みの延長等比較的理解が得られやすいと思われるものから、紛争手続の利用にあたっての金銭的な援助や、対先進国での執行力の強化提案(集団的な対抗措置・金銭賠償を可能にする案)など過度な途上国配慮を求めるものまで多岐にわたるが、その後これら途上国提案はほとんど議論されていない。

(4) 我が国

紛争解決手続の司法化を指向する点でEUと方向性が一致しており、2005年には「対抗措置の解除にかかる手続」及び「シークエンス」に関する提案を共同で提出するなど協力を強化し

ている。

IX. 開発をめぐる問題

1. 議論の背景

今次ドーハ・ラウンドは「ドーハ開発アジェンダ」という正式名称にもあるとおり、開発がその中心的課題に位置付けられており、また、2004年9月の第5回カンクン閣僚会議の前後から途上国の存在感が増して来たこともあって、途上国の開発問題への対応が交渉の行方を左右する要因の一つとなっている。開発に関し、具体的な検討・作業項目としてドーハ閣僚宣言において合意されているのは、実施問題、S&D（特別かつ異なる待遇）、キャパシティ・ビルディング、貿易と債務・金融に関する問題、貿易と技術移転の問題、小規模経済国の貿易への配慮、LDCへの対応、である。このほか、先に述べた各交渉分野においても、途上国への配慮が大きな論点となっている。

2. 現在の概況

(1) 香港閣僚会議の成果

第5回カンクン閣僚会議に引き続き、2005年12月の第6回香港閣僚会議においても途上国の開発問題は大きな論点となったが、途上国支援、とりわけLDC支援の必要性につき全加盟国間で認識が共有され、以下の成果が得られた。

① 後発開発途上国（LDC）向け無税無枠措置

LDCが強く求めていた、全てのLDCの全産品に対する無税無枠の供与については、以下のとおり合意された（香港閣僚宣言附属書F）。
— 全てのLDCの全産品に対して、持続的方法によって、2008年もしくは遅くとも（ドーハ・アジェンダ合意の）実施期間の始まりまでに無税無枠を供与。

— 現時点で供与に困難を有する国は、2008年もしくは遅くとも（ドーハ・ラウンド合意の）実施期間の始まりまでに少なくとも97%の産品に対し、無税無枠を供与。さらに、上記の義務を斬新的に達成。

② 「貿易のための援助」（注）等

閣僚宣言において「貿易のための援助」の重要性が確認され、事務局長の下に設置される作業部会が、2006年7月までに「貿易のための援助」を実施する方法に関する勧告を行うこととなった。その他、小規模経済国への配慮、S&D（特別かつ異なる待遇：詳細は後述）、実施問題（詳細は後述）についてもその重要性が確認され、更なる作業を継続することとなった。

③ 途上国開発支援策（開発パッケージ）

香港閣僚会議で開発に大きな焦点が当たったことを受け、途上国が貿易自由化による利益をより多く享受できるよう、先進各国は自発的に貿易のための開発支援策（開発パッケージ）を次々に発表した。我が国は、他国に先駆けて、香港閣僚会議直前の12月9日に小泉総理から、一村一品運動の経験等を生かした途上国の輸出能力向上支援を含む「開発イニシアティブ」を発表し、途上国から高い評価を得た。我が国のほか、米国及びEUの開発パッケージの内容は以下のとおり。

— 日本：2005年7月のグレンイーグルズでのG8サミットに向けて発表した開発支援策の一環として、今後3年間に、貿易・生産・流通インフラ関連で、合計100億ドルの資金協力を行い、また、この分野での技術協力として合計1万人の専門家派遣・研修員受入を行うことを目標とする。この「開発イニシアティブ」を通じて、途上国からの貿易の「生産」、「流通・販売」、「購入」という3つの局面において、「知識・技術」、

「資金」、「人」、「制度」にわたって支援を行う。具体的には、我が国発の「一村一品」運動の経験等を活かした輸出能力向上支援や LDC 産品の市場アクセスの原則として無税無枠化等が含まれている。

－米国：貿易関連支援額を 27 億ドルに倍増。

－EU：2010 年より貿易関連支援のため年 20 億ユーロを供与。

(注) Aid for Trade (貿易のための援助)：途上国が十分に貿易の利益を享受するために克服することが必要な課題(情報、制度、インフラ、人材等)における制約)を解消することを目的とした包括的な援助の構想。世銀、IMF が WTO とともに検討中。具体的には、LDC を含む途上国が、①供給サイドの制約問題に対応した国際市場への参入、②貿易自由化に伴うコスト等の問題への対応が可能となるよう支援を行うことを目標としている。

3. 各論

現在主要な論点となっている実施問題、S&D 及びキャパシティ・ビルディングを巡る議論の状況は以下のとおり。

< i) 実施問題 >

実施問題とは、既存 WTO 協定上の義務履行が困難であるため、交渉なしでの義務の緩和・免除等を途上国が求めている問題である。

この問題は、1999 年のシアトルでの第 3 回閣僚会議の際、インド等の途上国が先進国主導での新ラウンド立ち上げを阻止しようとして提起したものである。具体的には、WTO 協定上の義務履行を途上国については更に遅らせる、より途上国を優遇させるよう既存の協定の改正をする等、実に 101 項目の要望から構成されていた。

2001 年 11 月のドーハでの第 4 回閣僚会議に

おいては、ドーハ閣僚宣言本体に加え、「実施の問題に関する決定」という別立ての合意文書が成立し、ドーハに持ち越された 101 項目の要望のうち、42 項目が一定の解決に至った。他方、ドーハ閣僚宣言でも、「実施の問題に関する決定」でも取り扱われなかった「未解決の実施問題」(59 項目)のうち 34 項目(農業、AD 等)は各交渉会合で検討し、2004 年末(ドーハ閣僚宣言で設定されたドーハ開発アジェンダの交渉期限)までに結論を出すことになった。2003 年 6 月、ドーハ開発アジェンダに引き継がれた 59 項目のうち、交渉項目とならなかった 25 項目(地理的表示(GI)拡大を含む(「VI. TRIPS、ii) 地理的表示」参照))については、今後の進め方に関し、スパチャイ事務局長(当時)から提案がなされたが、インド、ケニア等が各項目の交渉化を求めて受け入れを拒否し、また、「地理的表示(GI)拡大」の交渉化を目指す EU 等もこれに同調した。その後、現在に至るまで議論は進展していない。2005 年の香港閣僚宣言では、全ての未解決の実施問題について協議を加速化することとされたが、今後も各国間の対立による議論の難航が予想される。

< ii) S&D(特別かつ異なる待遇)問題 >

S&D とは、Special and Differential Treatment(特別かつ異なる待遇)の略で、現行 WTO 協定内に存在する途上国への特別な配慮に関する規定を指す。

これまで合意された各種協定の中には、途上国への配慮という観点から種々の S&D 規定が設けられているが、途上国からはこれらの規定が十分に機能していないことから、より実効性を持たせるために強化すべきとの主張がなされていた。

2001 年ドーハ閣僚会議の閣僚宣言において、WTO 協定の「全ての特別のかつ異なる措置の

規定が、強化され、より詳細で効果的かつ実施に適したものにするために見直されること」が合意され、S&Dに関する交渉が開始された。これを受けて、開発途上国から 88 項目の個別協定に関する提案が提出され、貿易と開発委員会（CTD）特別会合及び関連交渉会合・関連委員会において議論が行われてきた。2003 年 5 月にカスティーヨ一般理事会議長は 88 項目の提案を 3 つのカテゴリー（注）に分類する旨提案し、その後、カテゴリー I を中心に議論を進め、28 項目についてはほぼ合意に達していたが、2003 年 9 月のカンクン閣僚会議での決裂に伴い議論が頓挫した。2004 年 2 月、イズマイル南アフリカ代表が CTD の新議長に指名され、28 項目の扱いを含め S&D の議論を前進させる方法等につき検討を再開、その後、度々集中的に議論が行われたが、結局合意に至らなかった。

（注）カスティーヨ提案の 3 つのカテゴリー分類（合計 88 項目）

- ・カテゴリー I：合意済み又は合意に近いと思われる項目（38 項目）
- ・カテゴリー II：交渉中の分野に関する提案又は関連委員会等で検討中の項目（38 項目）
- ・カテゴリー III：合意困難と考えられる項目（12 項目）

2005 年 5 月からは、CTD 特別会合において「LDC に関する個別の 5 提案（LDC 5 提案）」を集中的に議論が行われた。LDC とその他の関係国との立場の溝がなかなか埋まらなかったが、香港閣僚会議で途上国支援、とりわけ LDC 支援が重要であるとの認識が全加盟国間で共有され、ようやく合意に至った。

（注）LDC 5 提案

- ・提案 23：LDC に対する義務の免除

- ・提案 36：無税無枠の市場アクセス、原産地規則、資金・技術支援
- ・提案 38：LDC が開発、財政、貿易上の必要性和致しない義務、譲許を要求されないことの確認等
- ・提案 84：TRIMs 協定（貿易に関連する投資措置に関する協定）の適用免除
- ・提案 88：LDC が開発上の必要性等や能力と合致した義務のみを負うことの確認、資金・技術支援

< iii) キャパシティ・ビルディング >

キャパシティ・ビルディングとは、研修、セミナー等様々な形で途上国の WTO 履行能力や交渉能力の向上を図るとともに、WTO 協定実施のための国内体制整備の支援を行うことである。

従来、途上国に対する「技術支援」（technical assistance）の一環として WTO 協定に関するキャパシティ・ビルディングが行われていたが、1999 年のシアトル第 3 回閣僚会議の失敗を契機として、より一層その重要性が強調されるようになった。すなわち、シアトルで途上国は、既存のウルグアイ・ラウンド合意すら実施する能力が不足しているため新たなラウンドによる義務の増加には対応できないとの立場をとったことから、こうした途上国への対応を行うことの重要性が認識され、途上国のラウンド参加を促進するための WTO 関連のキャパシティ・ビルディングが有効な手法であると考えられるようになった。その結果、2000 年以降、先進国は途上国に対する WTO 関連のキャパシティ・ビルディングをより一層精力的に実施することとなった。

WTO においては、技術支援／キャパシティ・ビルディングに関し、以下のような取り組みが行われている。

一毎年度、WTO 事務局が技術協力計画を作成し、技術協力基金(GTF) (注1)を使って各種の技術支援／キャパシティ・ビルディングを実施。

一ジュネーブ及び地方セミナー・ワークショップ、貿易政策クリニック(注2)の他、他の国際機関と連携した IF (注3)・JITAP (注4) のスキームを通じて技術支援／キャパシティ・ビルディングを実施。

また、2005 年 9 月に、世銀・IMF 合同開発委員会が開催され、① IF の強化、②インフラ整備を念頭に置いた多年度ファンドの設立、③貿易自由化に伴う調整コストをカバーするファンドの設立につき議論が行われた。これを契機として、2005 年 11 月初めより、IF タスクフォース(我が国を含むドナー及びザンビア等 5 LDC 諸国から構成)において、① IF 財源の強化、② IF 受益国の管理・運営につき香港閣僚会議以前及び以後の 2 つの段階に分け議論が開始された。

同年 12 月の香港閣僚宣言においては、技術支援・キャパシティ・ビルディングにつき多くの分量が割かれ、その重要性が指摘された。とりわけ、世銀・IMF が提示した貿易のための援助(Aid for Trade)」、さらには、そのうちの LDC 支援の枠組である統合フレームワーク(IF)等が、それぞれ、閣僚宣言の中で独立した項目として記されており、その実行の重要性が強調されている。現在、7 月末までの一般理事会に対する勧告に向け、「貿易のための援助」についての作業部会が設置されたところであり、今後集中的に議論が進められる予定である。

(注1) 技術協力基金(GTF)：2002 年 1 月ムーア事務局長(当時)が WTO キャパビルのための基金を設立。各国から拠出が行われたっており、日本からは、2002 年度から 2005 年度にかけて約 470 万スイ

スフランを拠出。

(注2) 貿易政策クリニック：各国のニーズに応じて、様々な段階で貿易政策のキャパビルを実施。

(注3) IF：Integrated Framework (統合フレームワーク)の略称。WTO、UNCTAD、ITC、UNDP、IMF、世銀の 6 つの国際機関が共同で LDC の供給サイドの制約等を調査し、当該 LDC が多角的貿易体制に統合していくための政策提言を行うもの。

(注4) 共同統合技術支援プログラム(JITAP)：WTO、UNCTAD、ITC による対アフリカ貿易関連共同イニシアティブ。人的資源開発、貿易自由化に対する国内法やインフラ整備のための技術支援を行う枠組み。